入札のお知らせ

次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を実施します。

令和7年10月10日

秋田市上下水道事業管理者 佐々木 保

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する事項は、次のとおりである。

| 番号 | 物品 第12号 |
|--------|---------------------------------|
| 件 名 | 応急給水拠点用設置型組立式給水タンク購入 |
| 履行場所 | 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 |
| 履行期限 | 令和8年2月27日 |
| 入札参加要件 | 次の①から③までの要件を全て満たしていること。 |
| | ①秋田市内に本社を有していること、又は秋田市内に契約を締結する |
| | ことができる営業所等を有していること。 |
| | ②秋田市総務部契約課の物品業者登録名簿に保安器具類で登録されて |
| | いること。 |
| | ③地方自治体発注の応急給水器具の納入実績があること。 |
| | (基本的要件については別に記載) |

- (2) 上記事項に係る基本的な入札参加要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
 - イ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
 - ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でない こと。
 - エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 令和7年10月22日(水) 午前10時00分
- (2) 入札の場所 秋田市川尻みよし町14番8号 秋田市上下水道局 4階大会議室
- (3) 入札保証金 秋田市財務規則第109条第1項第2号の規定により免除
- (4) 契約予定日 令和7年10月28日 (火)
- (5) 注意事項

- ア 秋田市上下水道局財務規程(昭和41年秋田市水道局管理規程第3号)および入 札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積りをした契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 開札の結果、落札候補者がないとき、又は事後審査により落札者がなく次順位の 落札候補者がないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより 落札候補者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、令和7年10月21日(火)までに、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査申請書(様式1。以下「申請書」という。)を提出すること。
- (2) 申請書の提出

申請書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書の受付

申請書は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 令和7年10月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時まで
- イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- ウ 申請書、事後審査に関する確認書類等は、秋田市上下水道局ホームページから入 手すること。

秋田市上下水道局ホームページ

https://www.city.akita.lg.jp/suido/index.html

4 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、令和7年10月10日(金)から同月21日(火)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所は、秋田市上下水道局総務課管財係とする。
- (3) 設計書、仕様書等は、秋田市上下水道局ホームページにも掲載する。

5 事後審査に関する事項

(1) 落札候補者は、令和7年10月22日(水) から同月23日(木) までに、次に掲げる確認書類等を提出すること。なお、提出期限内に確認書類等を提出しないときは、 当該落札候補者の行った入札は無効とする。

- ア 事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認書(様式2)
- イ 業務履行実績調書(様式3) および契約書等の写し ※業務履行実績調書には、入札参加要件としての納入実績について記入すること。
- (2) 事後審査により落札者が決定した際には、秋田市上下水道局ホームページにその旨を掲載する。

6 その他

- (1) 申請書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書は、返却しない。
- (3) 申請書の提出に関する問合せ先 秋田市上下水道局総務課管財係電話 018-823-8434